

判例研究

後遺障害逸失利益の定期金賠償に関する
最高裁令和2年7月9日判決について

土 平 英 俊

第1 問題の所在

交通事故によって生じる財産的損害には、裁判所が加害者に対し損害賠償を命じる際（事実審口頭弁論終結時点）ですでに現実化しているものもあれば、いまだ現実化していないものもある（現実化とは、すでに支出したとか、得られるはずの収入が得られなくなったことが確定した等の状態を意味するものとして以下用いる）。民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法について、722条が準用する同法417条において、「金銭をもってその額を定める」としているのみで、賠償の方法については明示的な規定を置いていない。実務上は、賠償金を一回で支払う（以下、「一時金賠償」という）判決がされることが多く、いまだ現実化していない損害費目についても一時金賠償が行われている。現実化していない損害であっても賠償義務を負わせられるのは、加害行為による損害が抽象的には不法行為の時に発生したものとみなしているからである。いわば、賠償額の算定において一種の擬制を行って賠償させているといえる。

もっとも、現実化していない損害については、具体化した時点で支払わせることが実体に即する。このような定期金賠償が認められること自体は民訴法117条（平成8年の民訴法改正、平成10年施行）の規定から明らかであるが、同条は手続規定であって、定期金賠償判決がいかなる要件のもとに認められるか、そもそも定期金賠償の対象となる損害費目に限定があるか（以下、「定期

金賠償対象性」という)などに関しては、実体法上の規定はなく解釈に委ねられている。

定期金賠償対象性については、口頭弁論終結時に現実化していない損害のうち将来の治療費・介護費については認められるとする見解が多数であったが、後遺障害逸失利益については見解が分かれており、否定説も有力に主張されていた。そうした中、最一小判令和2年7月9日・民集74巻4号1204¹⁾頁(以下「本判決」という)は、最高裁として初めて、後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を一般論として認め、本件事案への適用においても認めた。

しかし、これまで定期金賠償は一般的に、「将来の回帰的給付」²⁾、「一定期間又は不確定期間中の回帰的な給付として義務付けられた損害賠償」³⁾、「請求権の具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害(典型例として、人身損害の場合における逸失利益、後遺症に関する治療費・看護費用等)について実体に即した賠償を実現するために行われるもの」⁴⁾などと言われ、現時点で「未発生 of 損害」を対象として認められるものとされてきた。そして、最判平成8年4月25日・民集50巻5号1221頁(以下、「平成8年4月判決」という)は、交通事故の被害者が事故と別原因で死亡した場合に交通事故加害者において死亡後の逸失利益の賠償義務があるかが争点となった事案において、労働能力喪失による損害が「交通事故の時に一定の内容のもの

1) 評釈として、加藤新太郎・NBL1177号67頁、柴田龍・新・判例解説 Watch 民法 No.196 (2020年10月16日、TKC ローライブラリー)、羽成守・判例秘書ジャーナル文献番号 HJ100087 (2020年10月)、山城一真・法学教室482号138頁 (2020年11月号)、越山和広・法学教室482号140頁 (2020年11月号)、窪田充見・NBL1182号4頁、2020年11月15日)、判時2471号49頁(無署名、2021年4月)、北河隆之・法律論叢93巻6号281頁以下、安達敏男=吉川樹士・戸籍時報800号50頁、大寄麻代・法律のひろば2021年4月号39頁、加藤雅之・重要判例解説令和2年度(2021年4月)56頁、山口齊昭・判例秘書ジャーナル文献番号 HJ100110 がある。

2) 倉田卓次「定期金賠償試論」『民事交通訴訟の課題』(日本評論社、1970)105頁

3) 楠本英雄「定期金賠償と生活保障」『人身損害賠償論』(日本評論社、1984)189頁

4) 法務省民事局参事官室編『一問一答・新民事訴訟法』(商事法務研究会、1996)131頁、白石史子「定期金賠償の諸問題」森富義明・村主隆行編『裁判実務シリーズ

9 交通関係訴訟の実務』(商事法務、2017)278頁。

して発生している」こと等⁵⁾を理由に、逸失利益の算定に当たっては、特段の事情がない限り、その後の被害者の死亡の事実は就労可能期間の認定上考慮すべきものではない旨、判示した（いわゆる継続説）。すなわち労働能力喪失による損害を既発生のもので解している。そうすると、「未発生⁵⁾の損害」に限られるはずの定期金賠償を後遺障害逸失利益について認めることは平成8年4月判決との抵触が問題となり得る。本判決がこの点についていかに解しているかは必ずしも判然としない。

そこで本稿では、本判決と平成8年4月判決の関係について検討する。その際、本判決の言う「定期金賠償」概念と否定説が念頭に置く「定期金賠償」概念が共通していないのではないかという視点から検討を行う。また、本判決の射程として、定期金賠償の要件についても検討を行う。

なお、以下、判決文を引用した部分における下線やゴシックによる加工、丸記号は、いずれも筆者によるものである。

第2 事案の概要

平成19年2月3日、当時4歳の男子Xは道路を横断中、Y1が運転する大型貨物自動車に衝突される交通事故（以下「本件事故」という）に遭った。本件事故における過失割合はY1が8割、X側が2割とされた。

Xは、本件事故により脳挫傷、びまん性軸索損傷等の傷害を負い、その後高次脳機能障害の後遺障害（以下「本件後遺障害」という）が残り、平成24年12月に症状固定となった（当時10歳）。本件後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令別表第2（以下、単に「後遺障害等級」という）第3級3号（「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」）に該当するものであり、Xは労働能力を全部喪失した。医師作成の後遺障害診断書や意

5) この他、事故後、たまたま別の原因で死亡したことによって加害者が賠償義務を免れ、被害者が損害の填補（遺族の扶養利益）を受けられなくなるのは衡平の理念に反する、という点も理由に挙げている。

見書等によると、Xは、日常生活動作において粗大運動等については課題が少ない状態になるまで発達しているものの、手指巧緻性の低下、片足立ち困難、軽度バランス障害があり、多動、衝動性があり、コミュニケーション及び自己統制は困難で、家庭、地域社会等における全般的活動状況及び適応において支援が必要と指摘されている。また、症状固定時では食事、排泄は自立しているが、入浴はときどき介助等が必要であるといった状態であった。

Xは、Y1、加害車両の保有者であるY2、及び加害車両につきY2との間で対人賠償責任保険契約を締結していた保険会社Y3に対し損害賠償等の支払を求めた。⁶⁾

Xは、治療費、入院雑費、交通費及び症状固定日以降の介護費用のうち口頭弁論終結時までには支払時期が到来しているものについては一時金での賠償を求め、将来の介護費用と、後遺障害逸失利益⁷⁾については定期金による賠償を求めた。

後遺障害逸失利益に関するXの請求の具体的内容は、49年間にわたり毎月22日限り月額44万1400円を支払うよう求めるものであり、総額にすると2億5954万3200円となる（症状固定時の平均賃金年収529万6800円の月額44万1400円×12か月×労働能力喪失期間49年。Xの誕生日が22日であるため、毎月22日の請求となっている。2割の過失相殺後の額は2億0763万4560円）。仮にXが定期金ではなく一時金として後遺障害逸失利益を求めた場合、中間利息が控除されるため（ライ

6) 本件訴訟では、Xの両親も、本件事故によりXに重篤な後遺障害が残ったために多大な精神的苦痛を被ったと主張して慰謝料の支払を求めたが、同請求に関する判示は本稿では割愛する。また本件では、将来介護費用・後遺障害逸失利益以外の損害の額や過失割合なども争点となったが、本稿では後遺障害逸失利益を中心に検討する。

7) Xは、将来介護費用を、①第1期（Xの義務教育終了時点の平成30年3月まで）、②第2期（親族介護及び職業介護人を併用して介護する期間、すなわちXの母親が67歳になる前月まで）、③第3期（近親者介護が中心となる期間、すなわちXの母親が67歳になった以降Xが死亡するまで）に分け、①につき月額9万1250円、②につき月額25万2083円（平日は日額1万円、休日は5000円で換算）、③につき月額30万4167円（日額1万円）について定期金賠償を求めた。

8) プニッツ係数12.2973)、総額は6513万6338円(2割の過失相殺後の金額は5210万9070円)となり、定期金賠償の総額と単純比較すれば3倍以上の差となる。

第一審の札幌地判平成29年6月23日は、「後遺障害逸失利益について実務上一時金によって運用される例が多いのは、事故前収入、症状固定時の後遺障害による労働能力喪失率及び症状に鑑みた労働能力喪失期間を予測して適切な金額を算定することができ、被害者側も一時金による賠償を望んでいるからであるにすぎず、定期金による賠償を命ずることができ、かつ、被害者側もその賠償方法を望んでいるときには、後遺障害逸失利益について定期金による賠償を命ずることはできるというべきである。ちなみに、民訴法117条は、定期金による賠償を命じた確定判決の基礎となった後遺障害の程度に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求めることができる旨規定するところ、同条は、後遺障害逸失利益について定期金による賠償が命じられることを当然の前提としている。」という理由を述べ、就労可能期間の定期金賠償を認めた。⁹⁾

控訴審ではYらは、定期金賠償の対象となるのは「現時点で未発生 of 損害」に限られる、との理解を前提にして、平成8年4月判決が労働能力喪失による損害は交通事故の時に一定の内容のものとして発生している(未発生 of 損害ではない)、したがって定期金賠償の対象とならない、と主張した。

この点について控訴審の札幌高判平成30年6月29日は、「平成8年最判は、交通事故の被害者が事故後にたまたま別の原因で死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその

8) 18歳未満の被害者の後遺障害逸失利益の算定のために用いる中間利息控除のためのライブニッツ係数は、終期までの年数に対応する係数から、就労の始期である18歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出するものとされている。10歳で症状固定した本件では、57年(終期までの年数)に対応する係数18.7605から、8年(就労の始期である18歳までの年数)に対応する係数6.4632を引き、12.2973となる。なお、別紙2参照。

9) 第一審判決は、被害者側の過失(2割)を相殺し、結局、Yらに対して毎月35万3120円(44万1400円×0.8=35万3120円)の限度での支払を命じた。

遺族が事故により生じた損害のてん補を受けることができなくなるというのでは、公平の理念に反する結果になることなどを考慮して、かかる実質的な不都合を回避するためにその限度でいわゆる継続説を採用したものに過ぎず、このことにより後遺障害逸失利益についての定期金賠償を否定したのではないと理解することができ、後遺障害逸失利益につき定期金賠償を認めることが平成8年最判と整合しないとはいえない。」と述べ、Yらの主張を排斥した。

そして、将来介護費用と後遺障害逸失利益に共通性があることを根拠に、後遺障害逸失利益についても定期金賠償が認められるとし¹⁰⁾、本件は定期金賠償を認める合理性があり、これを認めるのが相当であると判示した¹¹⁾。

Yらは、上告受理申立理由において、後遺障害による逸失利益は不法行為時に一定の内容のものとして発生しており（平成8年判決）、定期金による賠

10) 「将来介護費用については、定期金賠償の方法が問題なく認められるところ、将来介護費用と後遺障害逸失利益とを比較した場合、両者は、事故発生時にその損害が一定の内容のものとして発生しているという点に加えて、請求権の具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような損害であるという点においても共通している（この点において慰謝料などは本質的に異なっている）。後遺障害逸失利益の上記の性質を考慮すると、後遺障害逸失利益についても定期金賠償の対象になり得るものと解され、定期金賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えについて規定する民訴法117条も、その立法趣旨及び立法経過などに照らして、後遺障害逸失利益について定期金賠償が命じられる可能性があることを当然の前提としているものと解すべきである。」

11) 「本件において後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることの相当性について…これまで述べてきたXの年齢や後遺障害の性質や程度、介護状況などに照らすと、本件におけるXの後遺障害逸失利益については、将来の事情変更の可能性が比較的高いものと考えられること、被害者側である控訴人らにおいて定期金賠償によることを強く求めており、これは後遺障害や賃金水準の変化への対応可能性といった定期金賠償の特質を踏まえた正当な理由によるものであると理解することができること、将来介護費用についても長期にわたる定期金賠償が認められており、本件において後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めても、Yらの損害賠償債務の支払管理等に於いて特に過重な負担にはならないと考えられることなどの事情を総合考慮すれば、本件においては、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める合理性があり、これを認めるのが相当である。」

償は、「賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権」についてのみ認められるべきであるから、同逸失利益が定期金による賠償の対象となることは否定されるはずである、にもかかわらず原判決はこれを肯定した上（定期金賠償対象性の問題。以下「争点①」という）、被害者の死亡時を定期金による賠償の終期としなかった（被害者の死亡が労働能力喪失期間の終期となるかという、定期金賠償における切断説・継続説の問題。以下「争点②」という）、また、定期金による賠償を認める必要性及び相当性の要件を欠くにもかかわらず定期金賠償を命じた（本件事案へのあてはめ。以下「争点③」という）ことには法令の解釈適用の誤りがある、と主張した。

第3 本判決

第一小法廷は、以下のとおり判示して上告を棄却した。

「(1) ㊦同一の事故により生じた同一の身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償債務は1個であり、その損害は不法行為の時に発生するものと解される（最高裁昭和43年（オ）第943号同48年4月5日第一小法廷判決・民集27卷3号419頁、最高裁昭和55年（オ）第1113号同58年9月6日第三小法廷判決・民集37卷7号901頁等参照）。したがって、被害者が事故によって身体傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害についても、不法行為の時に発生したものとして、その額を算定した上、一時金による賠償を命ずることができる。㊧しかし、上記損害は、不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のものであり、その額の算定は、不確実、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないものであるから、将来、その算定の基礎となった後遺障害の程度、賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ、算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きな離が生ずることもあり得る。㊨民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法につき、一時金による賠償

によらなければならないものとは規定しておらず（722条1項、417条参照）、他方で、民訴法117条は、定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを提起することができる旨を規定している。同条の趣旨は、口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害については、実態に即した賠償を実現するために定期金による賠償が認められる場合があることを前提として、そのような賠償を命じた確定判決の基礎となった事情について、口頭弁論終結後に著しい変更が生じた場合には、事後的に上記かい離を是正し、現実化した損害の額に対応した損害賠償額とすることが公平に適うということにあると解される。

④そして、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。④このような目的及び理念に照らすと、交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民訴法117条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

④以上によれば、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となるものと解される。（判決要旨1）

（2）④また、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について一時金による賠償を求める場合における同逸失利益の額の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、同死亡の事実就労可能期間の

算定上考慮すべきものではないと解するのが相当である（最高裁平成5年（オ）第527号同8年4月25日第一小法廷判決・民集50巻5号1221頁、最高裁平成5年（オ）第1958号同8年5月31日第二小法廷判決・民集50巻6号1323頁参照）。㉞上記後遺障害による逸失利益の賠償について定期金という方法による場合も、それは、交通事故の時点で発生した1個の損害賠償請求権に基づき、一時金による賠償と同一の損害を対象とするものである。㉟そして、上記特段の事情がないのに、交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の填補を受けることができなくなることは、一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず、衡平の理念に反するというべきである。㊱したがって、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずる場合においても、その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって、上記特段の事情がない限り、就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないと解すべきである。

㊲そうすると、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないと解するのが相当である（判決要旨2）。

（3）以上を本件についてみると、被上告人は本件後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めているところ、被上告人は、本件事故当時4歳の幼児で、高次脳機能障害という本件後遺障害のため労働能力を全部喪失したというのであり、同逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化するものであるといえる。これらの事情等を総合考慮すると、本件後遺障害による逸失利益を定期金による賠償の対象とすることは、上記損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるというべきである。（判決要旨3）

また、本件後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当

たり、被上告人について、上記特段の事情はうかがわれない。」

本判決には、小池裕裁判官の補足意見がある。その内容は以下の通りである。

「1 事故に起因する後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命じた場合において、その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したときにも就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないとすると、被害者の死亡後もその遺族等に対する定期金による賠償の支払義務が継続することになるが、この点については違和感があるという指摘もあろう。しかし、このような場合、被害者の死亡によってその後の期間について後遺障害等の変動可能性がなくなったことは、損害額の算定の基礎に関わる事情に著しい変更が生じたものと解することができるから、支払義務者は、民法117条を適用又は類推適用して、上記死亡後に、就労可能期間の終期までの期間に係る定期金による賠償について、判決の変更を求める訴えの提起時における現在価値に引き直した一時金による賠償に変更する訴えを提起するという方法も検討に値するように思われ、この方法によって、継続的な定期金による賠償の支払義務の解消を図ることが可能ではないかと考える。

2 定期金による賠償に関する実体規定が存しないことから、どのような場合に、あるいは、どのような事情を考慮して定期金による賠償の対象となると解することができるか（相当性の判断）については、解釈に委ねられている。この点については、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らし、定期金による賠償制度の趣旨、手続規定である判決の変更を求める訴えの提起の要件との関連性等を考慮して検討すべきものであると考えられ、定期金による賠償に伴う債権管理等の負担、損害賠償額の等価性を保つための擬制的手法である中間利息控除に関する利害を考慮要素として重視することは相当ではないように思われる。」

第4 検討1——本判決の定期金賠償概念

1 定期金賠償の対象となる債権の種類

(1) Yらの主張の考え方

Yらは、定期金賠償の対象となる債権は、「賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権」に限られると主張している。この主張の前提には、「定期金賠償とは、口頭弁論終結後以降の将来の事情による変動を受け得る可能性のある損害を対象とした賠償方式であるから、そのような損害についてのみ認められるべきである」、という理解が存在するように思われる。

「定期金」の語を初めて用いて定期金賠償を提唱した倉田判事は、事故の時点で全損害が発生したとみて将来の逸失利益について事故時点に遡って現在価格を算定するという方法は、平均余命表を死亡年齢や稼働可能期間認定の根拠としている点で証明という観点からは不正確であり、実際の生存余命にしたがって支払っていく定期金賠償によるならばそうした不自然な擬制を回避することができる旨述べ、この点で定期金賠償に意義があると説く。そして、「身体傷害の場合、将来何年間かにわたって毎期一定額の収入が得られる筈であるのに負傷のため得られなくなる、それが損害なのであるから、毎期の収入減を填補すべき賠償請求権は、素直に考えれば、各期末に発生するはずである。…それを無理に現在額に引き直しているのは、『損害は既発生なるべし』というドグマに捉えられた結果ではあるまいか」と述べている¹²⁾¹³⁾。

このように、定期金賠償はもともと、将来逸失利益の現在価格への引き直しという擬制を回避して実態に即した賠償を図るという点に意義があるとして提唱された概念である。よって、口頭弁論終結時以降の将来の事情による

12) 倉田卓次「年金賠償再論」判タ854号（1994）8頁。

13) 倉田卓次「定期金賠償試論」判タ179号（1965）19頁以下。

変動を受ける可能性のある損害、つまり現在未発生であって将来の各期末に発生する損害こそ、定期金賠償を認める意義・必要性があるということになる。そして、実態に即した賠償の実現という観点からは、被害者が死亡すれば打ち切りになる、¹⁴⁾と考える。

そして、定期金賠償はあくまで「将来の各期末に発生する損害」について実態に即した賠償を実現するための賠償方式であり、将来の各期末に都度発生する損害が対象となる（そのため現時点では賠償金総額も未確定である）と解するため、定期金賠償と、既発生の損害を対象とする一時金賠償の分割払いとは（定期に支払われるという点では一時金賠償の分割払いと定期金賠償は類似するものの）、¹⁵⁾質的に異なる、と解する。定期金賠償は一時金賠償の分割払いとは「¹⁶⁾根本的に違う」、一時金賠償と定期金賠償とでは損害の把握の方法に質的に¹⁷⁾差異がある、などと言われる。

上記のように、「口頭弁論終結後以降の将来の事情による変動を受ける可能性のある損害を対象としたのが定期金賠償である」という捉え方を前提にすると、定期金賠償の対象となる債権は将来の各期末に発生又は確定する損害の賠償請求権であり、他方、一時金賠償の対象となる債権は既発生の損害についての賠償金債権であるというように、損害の性質と賠償方法の間に対応関係がある、と理解することとなる。また、定期金賠償対象性の問題が、

14) 倉田・前掲注2) 105頁

15) 羽成守「定期金賠償の支払」判タ638号（1987）56頁。君山利男「定期金賠償をめぐる諸問題」『現代民事裁判の課題8交通事故・労働災害』（新日本法規、1989）429頁も、一時金賠償は「全損害につき不法行為時に既に発生したものとされ、確定した賠償金総額を分割したもの」であるのに対して、定期金賠償は「各履行期が到来するごとに発生する将来の債権であり、期間が確定していない場合は賠償金総額も未確定」という違いがある」とする。

16) 羽成・前掲注15)

17) 君山・前掲注15) 443頁。楠本安雄「定期金賠償の現代的意義」『人身損害賠償論』（日本評論社、1984）210頁以下、222頁は、定期金主義においては損害は具体的、個別的な損害として把握されているのに対して、一時金主義では抽象的、包括的な傾向を帯びやすい、とする。

終期をいつと解するかという問題に連動することとなる。このように定期金賠償と一時金賠償とで対象となる損害が質的に異なるものとする捉え方を、以下、説明の便宜上「異質説」とよぶ。

(2) Yらの主張とは異なる考え方

他方で、定期金賠償と一時金賠償とは1つの不法行為に基づく損害の支払形式の差にすぎない、という捉え方もある¹⁸⁾。民訴法117条にいう「口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決」とは、「訴訟物たる損害賠償請求権自体は既発生のものであって、ただ損害賠償の給付の方法として全額の一時払いではなくて、定期に分割して支払うことを命じる判決」であると解されているが¹⁹⁾、ここにも、定期金賠償と一時金賠償とでは支払方法の差があるに過ぎないとの理解が存在するように思われる。

このように、定期金賠償と一時金賠償とは損害の支払形式の差にすぎないと捉えることは、両者の間には、損害把握の方法において質的な差異はない（将来の変動がある性質の損害でありさえすれば、一時金賠償の対象にも定期金賠償の対象にもなる）²⁰⁾、と理解することを意味する。損害の性質と賠償方式の対応関

18) 池田辰夫「定期金賠償の問題点」鈴木忠一＝三ヶ月章編『新・実務民事訴訟講座4』（日本評論社、1982）258頁は、「定期金と一時金とは質的に異別とする見方は技巧的にすぎ、1つの不法行為に基づく損害の支払形式の差とみるのが素直である」とする。そして、「損害把握については、次のように共通化しうる。すなわち、人身死傷により抽象的損害が発生し、各期末の履行期到来とともに具体化する。将来分の一時金請求は、請求者の意思により、各将来債権が現在化するものと構成しうる」とする。もっとも、問題の性質は立法論である、とする（平成8年判決前の文献である）。

また、高橋眞・私法判例リマックス60号（2020）57頁も、一時金賠償・定期金賠償を「損害回復のための二つの『方法』として捉えるべきである」とする。但し高橋教授は、争点②については切断説に立つ。

19) 「研究会第8回 新民事訴訟法をめぐって」ジュリスト1112号（1997）110頁の伊藤眞教授の発言。

20) 毎月定期に金員を給付することになるという現象自体は一次金賠償の分割払いと同じであるが、一時金賠償は分割払いにしたとしても将来の事情変更による影響を受けないのに対して、定期金賠償は民訴法117条により変動があり得る点で異なるので、一時金賠償の分割払いと全く同じというわけではない。

係を認める前記の考え方が異なって、そのような対応関係を認めない考え方であると言える。以下、説明の便宜上、この立場を、定期金賠償と一時金賠償とで対象となる損害が質的に異ならないものと考えるという意味で「同質説」と呼ぶ。

債権が「賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質」かは、異質説によれば定期金賠償の対象性の問題と連動する問題であったが、同質説によれば定期金賠償対象性の問題ではなく、死亡時を終期と解するかの問題であると理解することになり、両者は必ずしも連動しないことになる。

2 後遺障害逸失利益の性質論、平成8年判決との関係

(1) 異質説からの理解

異質説は、定期金賠償概念を、将来の事情による変動を受ける可能性のある損害を対象としたものと捉える。かかる立場からは、争点①についての結論は、後遺障害逸失利益について、現時点で未発生の損害なのか既発生 of 損害なのか（以下「後遺障害逸失利益の性質論」という）によって変わる、ということになる。

そして、後遺障害逸失利益の性質論について、不法行為のときに一定の内容のものとして具体的に発生する損害であると解すると、後遺障害逸失利益は一時金で賠償されるべきものであって定期金賠償の対象とならない、と考える（否定説）ことになる。この見解は、平成8年判決について、労働能力の一部喪失という損害を観念した上で、それは不法行為の時点で確定的に発生しており、逸失利益の額は当該労働能力を算定するためのものとして位置づけたものと理解する。Yらはこの見解に立っている。

他方、異質説によった場合でも、後遺障害逸失利益の性質論につき、将来の各時点においてその都度生じる損害であるという理解に立てば、後遺障害逸失利益は定期金賠償に適した損害と解することになり、肯定説につながる。平成8年判決以前においては、定期金賠償は、将来の各時点においてその都度生じる損害を対象とする点に意義があると考えられており、その典型

例として、後遺障害逸失利益が想定されていたが、²¹⁾ここにおいては、後遺障害逸失利益は将来の各時点においてその都度生じる損害だと考えられていた。この立場からすると、平成8年判決についてどのように読むかが課題となるが、同判決は被害者の死亡の場合について判断したにとどまり、後遺障害の程度（労働能力喪失率）²²⁾についての事情変更については判示していないと読んで、肯定説の妨げにならないとの理解がある。

(2) 同質説からの理解

他方、同質説の立場では、将来の変動がある性質の損害でさえあれば、一時金賠償だけでなく定期金賠償の対象となると考えることになる。そして、後遺障害逸失利益は将来の変動がある性質の損害であるため、定期金賠償対象性を肯定することになる。

この立場からは、後遺障害逸失利益の性質論は専ら、定期金賠償対象性の問題ではなく、肯定説を取った場合に平成8年4月判決との整合性が取れるか否かという問題になると思われる。

3 死亡時が終期となるか（定期金賠償における切斷説・継続説）

(1) 異質説からの理解

異質説は、定期金賠償について、実際の生存余命・就労可能期間にしたがって支払っていくところに意義があるとの理解に立っているため、被害者の死亡により定期金の支払は停止されなければならないことになる。したがって、被害者が死亡した場合は打ち切りになると考えることになる（切斷説）²³⁾。

なお、異質説に立ち、後遺障害逸失利益の性質論につき既発生 of 損害であると解した場合は、定期金賠償対象性自体を否定することとなるから、死亡後の切斷・継続はそもそも問題にならない。

21) 倉田・前掲注2)、楠本・前掲注3)、羽成・前掲注15)など。

22) 白石・前掲注4) 281頁。

23) 倉田・前掲注2) 105頁、羽成・前掲注15) 56頁など。

(2) 同質説からの理解

異質説が、定期金賠償の対象性と終期の問題とを連動させる考え方であるのに対して、両者は支払方法の違いにすぎないと考える同質性では、定期金の対象となるかという問題と、終期をいつと解するかという問題とは連動しない（切斷説か継続説かはオープン）。

したがってこの立場では、一時金賠償の場合に継続説に立った平成8年判決と同様に、定期金賠償を命じる判決においても被害者の死亡時を終期と定める必要はない、という考え方（継続説）もあれば、後述のように切斷説で考える余地もあるように思われる。

4 学説

(1) 対象性否定説

前述のとおり、平成8年判決以前には、定期金賠償の典型例として、後遺障害逸失利益が想定されているなど、肯定説も見られたが、平成8年判決以降は、学説では否定説が多かったように思われる。

たとえば浦川教授は、平成8年判決は「事故後或は症状固定時に損害総額が確定するとして、将来的に変動するファクターを考慮に入れていない」ものであると解し、同判決の見解に立つならば「『基礎収入額×労働能力喪失率×労働喪失期間に対応するライブニッツ係数（中間利息控除）』という実務で一般的に採用されている算定方法で産出される賠償額が一時金として支払われることになり、被害者の死亡により支払が打ち切られる定期金賠償方式は採用できないことになる」とする²⁴⁾。

また窪田教授は、後遺障害逸失利益については、将来の各時点においてその都度生じる損害だと理解する考え方自体はあり得ないわけではないが、「平成8年4月判決を前提とすれば、逸失利益に相当する損害も不法行為時に確定的に発生しており、逸失利益はその損害を評価するための算定手法に

24) 浦川道太郎「一時金賠償と定期金賠償」伊藤文夫編集代表『人身損害賠償法の理論と実際』（保険毎日新聞社、2018）311頁以下、324頁

すぎないという位置付けとなるのではないだろうか。かりにこのような逸失利益についての理解が正しいとすれば、逸失利益として算定される損害は、不法行為時にすでに発生しているのであるから」定期金賠償の対象とならない、と述べる。²⁵⁾

三木教授は、定期金賠償の対象となるのは将来における回帰的損害のみであり、平成8年4月判決は後遺障害逸失利益が事故時に一定の内容のものとして発生しているとの立場に立っているとし、「こうした貝採り事件判決が採用した立場を前提とすれば、後遺障害逸失利益は定期金賠償と相容れないことになる」、と述べる。²⁶⁾

このように否定説は、平成8年判決が後遺障害逸失利益は損害として不法行為時に発生している旨を判断した以上、定期金賠償対象性は否定することとなる²⁷⁾と考える。

そして、定期金賠償対象性否定説からは、被害者の死亡を終期とする必要があるか否かという論点自体が生まれえない。むしろ、被害者が死亡すれば定期金賠償が打ち切りになるのは当然であるから、定期金賠償の対象となる損害は「被害者が死んでも打ち切りにならないような損害」のみであると考え

25) 窪田充見「逸失利益の定期金賠償についての覚書」神戸法学雑誌68巻4号(2019)48頁以下。

26) 三木浩一「後遺障害逸失利益と定期金賠償」加藤哲夫先生古稀祝賀論文集『民事手続法の発展』(成文堂、2020)159頁以下。

27) なお、同じ否定説でも若干ニュアンスを異にしている部分はあるように思われる。窪田教授は、「後遺障害逸失利益について定期金賠償を積極的に導入する意義は大きく減じられる」、つまり、禁止はされないが適切ではないというニュアンスで述べているが(窪田充見「定期金賠償の課題と役割—将来の継続的な介護費用等の賠償のあり方」ジュリスト1403号57頁)、三木教授はこの窪田教授の記述を引き合いに「私見は、…継続説を前提とした場合には定期金賠償を命ずる判決はそもそも許されない」「違法である」と述べている(三木・前掲注26)170、174頁。三木教授はその理由について、一時金賠償の分割払いを民事訴訟によって求めようとする場合には、少額訴訟の場合を除き、分割払いを求める権利を基礎づけるための法的根拠が必要(当事者間の分割払いの特約など)であり、民訴法375条の場合以外にはそうした判決は許されない、とする。)浦川教授も、「採用できない」と述べている。

28) ている。将来介護費用については、最判平成11年12月20日・民集53巻9号2038頁（以下「平成11年判決」という）が、平成8年4月判決と異なって切斷説を採用したことも、この見解を支える論拠の1つとされている。

(2) 対象性肯定説+切斷説ないし継続説

30) 平成8年判決以降においても、肯定説に立つ論考はある。

もっとも、その理由は、「後遺障害逸失利益は、継続性と変動性を有し、事情変更の可能性があるから、損害額の算定方法に於いて定期金賠償の方が優れており、また、確定判決変更の訴えに馴染むものであり、さらに、生活保障的機能の点からしても、定期金賠償の対象となる³¹⁾」といった、定期金賠償を認めることの有用性の観点からの理由付けであり（有用性があること自体

28) 倉田・前掲注2)105頁

29) 平成11年判決は、逸失利益の算定については平成8年4月判決を引用したが、介護費用については、「介護費用の賠償については、逸失利益の賠償とはおのずから別個の考慮を必要とする」と述べ、①被害者の死亡以降は介護は不要となるから、その費用をなお加害者に負担させることは、被害者やその遺族に根拠のない利得を与える結果となり、かえって衡平の理念に反すること、②そのように衡平性の裏付けが欠ける場合にまで、損害が事故の時に一定の内容のものとして発生したという法的な擬制を及ぼすことは相当ではないことなどを理由に挙げ、「交通事故の被害者が事故後に別の原因により死亡した場合には、死亡後に要したであろう介護費用を右交通事故による損害として請求することはできない」と結論付けている。

30) 中園浩一郎「定期金賠償」判タ1260号(2008)10頁。大島眞一「重度後遺障害事案における将来の介護費用——一時金賠償から定期金賠償へ——」判タ1169号(2005)73頁以下も、将来の介護費用を中心に検討したものであるが、後遺障害逸失利益についても肯定的な見解に立っていることが伺われる。白石・前掲注4)281頁は、「従来、後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象となると理解されてきたこと、貝採り事件判決は、被害者の死亡の場合について判断したにとどまり、後遺障害の程度（労働能力喪失率）についての事情変更については判示していないこと、被害者が事故後に死亡した場合、事故と死亡との間に相当因果関係があって死亡による損害の賠償をも請求できる場合は死亡後の生活費を控除することができること（最判平成8年5月31日民集50巻6号1323頁）などを総合すると、後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象になるとの理解も成り立つように思われ、議論は決着しているとはいえない」とする。

31) 中園・前掲注30)10頁。

は否定説も認めている)、理論的観点の理由付けは不明である。継続説か切斷説かに関しては、平成8年判決前の肯定説と同様の考えに立って切斷説に立つものがあるが、平成8年判決によって定期金賠償の場合も死亡時は終期と³²⁾ならないこととなった、として継続説に立つものもある。³³⁾

5 本判決の検討

(1) 定期金賠償の対象となる債権の種類

本判決は、定期金賠償の対象となる債権の種類について、特段の判示はしていない。

(2) 後遺障害逸失利益の性質、平成8年判決の理解

後遺障害逸失利益の性質について、本判決は、「労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害」が、「不法行為の時に発生」する(㉗)としつつ、その損害は「不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のもの」で、その「額の算定」は「擬制の下に行わざるを得ない」としている(㉘)。そして、民訴法117条が「口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害」を定期金賠償の対象とした趣旨の規定だと解したうえで(㉙)、「交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害」(㉚)がまさにそこでいう「口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害」に当たる、と解している。

これらの判示からは、本判決は、後遺障害逸失利益について、将来の各時

32) 高橋・前掲注18)57頁

33) 藤村和夫・山野嘉朗『概説交通事故賠償法(第3版)』(日本評論社、2014)296頁は、「後遺障害逸失利益について定期金方式を採用した場合の終期は、基本的には稼働可能期間の終期である67歳となる。定期金方式においては、被害者が「死ねば終わり」とする考え方もあるが、相統説に立ち、最判平成8年4月25日、最判平成8年5月31日の立場を維持する以上、このように解すべきであろう」と述べている。

点においてその都度生じる損害（つまり、現時点では全く未発生³⁴⁾の損害）と理解しているわけではないが、かといって、不法行為のときに具体的・確定的に発生していると理解しているわけでもなく、言わばその中間的な理解（不法行為の時点で労働能力喪失という損害が抽象的に発生し、それが時の経過とともに徐々に具体化していくものとイメージしているようである）³⁵⁾に立っているように思われる。不法行為と次元は異なるが、終身定期金契約（民法689条）が締結された場合に、「特定人の終身間定期金の給付を受くべき内容の1個の包括的債権（基本債権）であって、毎期の弁済期の到来とともに、この基本債権より個々の支分債権（給付請求権）を発生せしめる³⁶⁾」という状態に似ている理解のようにも思われる（不法行為時点で包括的債権が発生し、時の経過とともに支分債権が発生する）。

そして、これが定期金賠償の対象になるかについて、本判決は、不法行為時に発生する後遺障害逸失利益の損害の性質、その算定上の限界、民法の規定、民訴法117条の内容・趣旨を指摘した上で（㉞～㉟）、不法行為に基づく損害賠償制度の目的、理念を挙げて（㊸）、「交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民訴法117条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合がある」と判示している。

すなわち本判決は、定期金賠償について実体法に規定がないことから、不

34) 池田・前掲注18)の考え方に近いように思われる。

35) これに対して、本判決が「労働能力の全部または一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害」としていることを理由に、本判決は「後遺障害による逸失利益を…将来発生する損害と捉えている」とする評釈として、加藤・前掲注1)57頁がある。同評釈は、本判決が継続説を採ったこととの関係については、「事故により『就労可能期間の終期までの』労働能力の喪失という将来の損害発生し、その額は将来逐次的に具体化する…労働能力喪失自体は確定的に発生しているとみることにより、事故後の死亡が損害額の算定に影響を与えないことを根拠づけることができ、これまでの判例の立場とも整合的である」としている。

36) 鈴木禄彌編『新版注釈民法（17）』〔山崎賢一・田中恒朗〕（有斐閣、1993）213頁。

法行為の損害賠償制度の趣旨に立ち返って検討し、後遺障害逸失利益については、現実化の都度支払わせることが、被害者を不法行為のなかった状態に回復させるという損害賠償制度の目的にも、損害の公平な分担を図るという理念にも合致するし、定期金賠償によるならば算定上の限界も回避することができるという理由から、肯定説に立ったものと理解することができる。³⁷⁾そして本判決では、定期金賠償の対象性判断において、終期をいつと解すべきかには言及していない。つまり、否定説のように、切斷説・継続説の問題と、定期金賠償対象性の問題とを連動させるような考え方には立っていない(対象性の問題と、終期の問題は、判示事項も別となっている)。

定期金賠償対象性を肯定したのであれば、問題となるのは、本判決が平成8年判決をどう理解しているかである。否定説が問題にしていたのはまさにこの点であった。平成8年判決の理解に関して、原審の札幌高裁判決では、一応の説明がなされていたが、説得力を欠くものであった。³⁸⁾上告受理申立

37) なお、原審の札幌高裁判決は、将来介護費用と後遺障害逸失利益とが本質的に共通していることを理由の1つとして挙げている(前掲注10参照)が、本判決はこのような理由は挙げていない。上記のとおり、平成11年判決は、被害者死亡の場合の帰趨について将来介護費用と後遺障害逸失利益の違いを述べており、原審のような説明によると、同判決と整合性が取れなくなる恐れがあるため、同判決のような理由は採用しなかったものと考えられる。

38) 高裁判決は主に3つの理由を挙げている。1つ目は、将来介護費用と後遺障害逸失利益の共通性を言う点である。これに理由がないことは前掲注37)参照。

2つ目は、「平成8年最判は…実質的な不都合を回避するためにその限度でいわゆる継続説を採用したものに過ぎず、このことにより後遺障害逸失利益についての定期金賠償を否定したものではないと理解することができる」という理由である。しかし否定説は、平成8年4月判決が「事故発生時に全ての損害が発生する」との理解を示していることを根拠にして定期金賠償を否定すべきであると主張しているのであるから、高裁判決の上記判示はこの否定説の指摘について必ずしも答えられていない。

もう1つの理由は、平成8年5月判決(前掲注30参照)が「被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した後に死亡した場合、事故と死亡との間に相当因果関係があって死亡による損害の賠償をも請求できる場合は死亡後の生活費を控除することができる旨」を判示していることから、「これは事故発生時に発生した損害がその後の事情によって変更することに他ならないことを考慮すれば、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となると理解することも可能」という理由である。し

理由でも札幌高裁判決について平成8年判決との矛盾が指摘されている。³⁹⁾
 本判決は残念ながら、定期金賠償対象性を論じる文脈では、平成8年判決について何も述べなかった(切断・継続かという争点の関係では平成8年判決に言及があるものの、対象性の争点の文脈では言及がない)⁴⁰⁾。そのため、平成8年判決と本判決の関係は判然としない。

もっとも、本判決が、後遺障害逸失利益の損害は事故の時点で抽象的にはあるが既に発生しているものと捉えていると窺われること、争点②との関係では平成8年判決を引用していることからすると、本判決は、平成8年判決と整合性を取ろうとしていることは窺われる。

すなわち、否定説は、平成8年判決の言う損害の「発生」とは「確定的な発生」であるとの理解を前提にして定期金賠償対象性を欠くと考えていたが、本判決は、「生じているが具体化していない」という、いわば「抽象的な発生」を観念することで、平成8年判決との矛盾を回避しようとしたものと思われる。

なお、仮にこのような意味で本判決と平成8年判決とが整合すると考えたなら、平成8年判決が「労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に

かし、平成8年5月判決の当該判示の趣旨は、事故と死亡との間に相当因果関係がある場合には死亡後の生活費を控除できるが、死亡との間に相当因果関係がない場合には控除できないという点にあるのであり、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となるか否かについては何も言っていないと思われる。

39) 民集74巻4号1240頁以下。

40) 窪田・前掲注1)10頁は「本判決と平成8年判決の関係は非常に分かりにくい。本判決が平成8年判決に明示的に言及するのは、平成8年判決を含む従来の判例によって認められた一時金賠償と定期金賠償で金額が異なるのは不当だという文脈においてのみである」「他方、判示(1)においても、『労働能力の全部または一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害についても、不法行為の時に発生したものとして、その額を算定した上、一時金による賠償を命じることができる』として、平成8年判決がまさしく判示した内容に言及しているが、そこでは平成8年判決については明示的に言及してはいない」と述べる。

山口・前掲注1)9頁は、本判決は平成8年判決を引用してはいないが「矛盾しないことは当然意識されていたものと推測される」とする。

一定の内容のものとして発生している」と言っていた「発生」も、確定的な発生ではなく「抽象的な発生」のことを意味していた、と読むことになるのではないと思われる。そしてまた、このような本判決の考え方からすると、最高裁は、一時金賠償の場合（平成8年判決）も定期金賠償の場合（本判決）もともに、後遺障害逸失利益の損害は事故時に抽象的に発生し、その損害額の算定作業を経ることで確定的な損害となる（一時金賠償においては、その損害の額の算定作業において現在価値へ引き直すことで数額が確定し、⁴¹⁾定期金賠償においては、民訴法117条による将来の変動があり得るという前提で、就労可能期間と労働能力喪失率に基づく損害額の算定が行われて一応確定される⁴²⁾）と理解しているのではないかとと思われる。

（3）切断説か継続説か

本判決は、被害者の死亡の事実は特段の事情がない限り就労可能期間の算定上考慮すべきものではないとした平成8年判決を引用した上で（㊥）、一時金による賠償も定期金による賠償も「同一の損害を対象とするもの」であること（㊦）、及び衡平の理念、すなわち、「交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の填補を受けることができなくなることは、一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず、衡平の理念に反する」（㊧）と言う、実質的な観点を理由に挙げ、「その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって、上記特段の事情がない限り、就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではない」として、継続説に立った。

ここでいう「衡平」には、被害者と加害者との間の衡平ということと、一

41) 池田・前掲注18)に言う「人身死傷により抽象的損害が発生し、各期末の履行期到来とともに具体化する。将来分の一時金請求は、請求者の意思により、各将来債権が現在化する」という主張も、これと同趣旨に考えられる。

42) 山口・前掲注1)8頁は、逸失利益に関して「判例は、本判決以前から、損害の『発生』と『現実化』を、明白かつ意識的に区別してきた」とする。

時金賠償の場合と定期金賠償の場合との間の均衡ということの、両方の意味が含まれていると思われる。

衡平の内容を具体的に考えていくと、次のような事態が想定できるように思われる。

たとえば、仮に定期金賠償において被害者の死亡時を賠償の終期とした場合、被害者が事故後に事故と因果関係のない原因で想定年齢よりも早く死亡した事案があったとする。定期金賠償では、一時金賠償の場合と比較して被害者側に不利になるとともに加害者に不当な利得を与える結果になる（本件で言えば、判決確定の半年後にXが別原因で死亡した場合、一時金賠償であれば5210万9070円の債権に影響はないのに、定期金賠償であれば35万3120円×6か月=211万8720円で打ち切りとなってしまう）。これは、一時金賠償に比べて被害者に酷な結果となる。定期金賠償とはもともとそういうものだと言えばそれまでだが、もし定期金賠償が被害者の死亡で打ち切りになるのであれば、いかに定期金賠償の方が中間利息の控除がない点で「総額」では一時金賠償を上回るとしても、後遺障害逸失利益について定期金賠償を選択しようとする被害者は居なくなるであろう。⁴³⁾

たしかに、後遺障害逸失利益の定期金賠償において継続説を採った場合は、逆に、加害者に酷かもしれない。また、被害者の死亡によって影響を受けないとすると、残った平均余命の間、相続人に定期金での給付がなされることとなり、⁴⁴⁾ 妥当な解決でないとの指摘もある。

43) 本件を例にすると、一時金賠償よりも定期金賠償の方が被害者にとって「得」になる、つまり、定期金が積み重なって一時金の額（5210万9070円）を上回るようになるのは、148か月後（ $5210万9070円 \div 35万3120円 = 147.5$ ）、つまり約12年先である。中間利息のことを考慮すると、定期金賠償が実質的に得になるのは、もう少し先であろう。したがって、最低でも判決確定後12年以上は生き続けて初めて、一時金賠償を得た場合と同水準の損害の回復が達成されるのである。定期金賠償が死亡で打ち切られるのであれば、被害者は通常、一時金でやむを得ないと判断することになり（実際、本判決以前の訴訟はほぼ一時金賠償で解決してきた）、あえて定期金を選択することはないとと思われる。

44) 先に、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象になるかにつき窪田教授は、「後遺障

しかし、継続説を採った場合にそうした事態が起きうることと、切斷説を採ったときに被害者に酷な結果となる上記のような事態が起きうることとの両方を比較した場合、切斷説を採ったときに生じる被害者の不利益を回避する手段は俄かに見出しがたいのに対して、継続説を採った場合に被害者が死亡したときに起こり得る不都合は、小池裁判官が示唆するように、民訴法117条による解決の可能性があり得ないわけではない（被害者死亡後に、加害者側が民訴法117条の訴えを提起し、「損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた」ものとして、死亡時を基準とする一時金賠償への変更判決を行う。たとえば本件で、事故の10年後に死亡したというような場合、定期金賠償判決を取消し、労働能力喪失期間39年〔49年マイナス10年〕に対応する一時金賠償に変更する。）。

民訴法117条の適用ないし類推適用について、本判決の法廷意見がどう解しているかは明らかではないが、「将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民訴法117条によりその是正を図ることができるようにする」(㊦)と述べていることからすると、法廷意見も「後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合」(民訴法117条)に定期金が増減すること自体は認めている（例えば、医学の発展による症状の軽減などによって判決後に被害者が労働能力を回復したなどの事情がある場合は、支払額が減額される可能性はある。なお本件では100%の労働能力喪失なので、その逆は考えられない）。本判決が継続説を採った背景には、以上のような価値判断があったのではないかと考える。

害逸失利益について定期金賠償を積極的に導入する意義は大きく減じられる」として紹介した。たしかにこの文脈では適不適の問題を述べているように読めるが、窪田教授は、被害者の死亡によって影響を受けないとした場合に相続人に定期金給付がなされることを「落ち着いた悪い解決」「奇妙な状況」だと述べて批判しており、全体としては、この点（相続性）を主たる理由として、後遺障害逸失利益について定期金賠償は認めるべきではない（不当）との見解に立っていると思われる。窪田・前掲注27）57頁参照。

(4) 最高裁の考える定期金賠償は従来の定期金賠償概念と同じか

ア 本判決の考える定期金賠償とYらの言う定期金賠償との概念の違い

以上のような判断をした本判決は、いわば、“死亡によっても打ち切りにならない定期金賠償”を認めた、ともいえる。

上告理由や否定説からすれば、定期金賠償とは「賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権についてのみ認められる」のであって、“死亡により打ち切りにならない定期金賠償”はあり得ないはずであった。しかし、本判決は、一時金賠償も定期金賠償も「同一の損害を対象とする」点で同じであり、一時金賠償において死亡の事実が原則として考慮されないのであれば（平成8年判決）定期金賠償の場合も同様に考えるべきだ、という観点で争点①②を検討している。さらに本判決は、争点①において「口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害」が定期金賠償の対象となる旨を判示していた。

こうした点からすると、本判決のいう「定期金賠償」と、Yらの言っていた「定期金賠償」とは、具体的に意味するところが異なっているように思われる。

すなわち、本判決は、「口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質」に関する債権であれば定期金賠償の対象になると考えていると思われるのに対して、Yらは、「賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権」でなければ定期金賠償の対象にならない、と考えている点で異なっている。前述のように、定期金賠償と一時金賠償とは損害把握の方法に質的な差異があるとの立場からすると、後遺障害逸失利益が死んでも打ち切りにならないなら定期金賠償の対象とはならなかったはずである。しかるに、本判決は、このような損害も「定期金による賠償の対象となる」と述べている。そうすると本判決は、元來定期金賠償が議論されてきた場面での概念（もともと提唱されていた定期金賠償概念）とは異なる意味で「定期金賠償」を捉えているように思われるの

45)
である。

イ 定期金賠償の捉え方が異なる原因

では、なぜこうした違いが生まれるのか。

Yらは、定期金賠償について、将来逸失利益の現在価格への引き直しという擬制を回避し得るという点が有意義であるとして提唱された概念であるという点(異質説)を出発点として、したがって、そうした引き直しによる擬制を行わざるを得ない損害、すなわち「現時点で未発生[・]の損害[・]」についてこそ定期金賠償を認める意義がある、と考えていたように思われる。

現時点で未発生[・]の損害[・]が、定期金賠償を認めるのに適[・]している[・]損害[・]だというのはYらの考えとおりであろう。しかし、「現時点で未発生[・]の損害[・]についてこそ定期金賠償を認める意義がある」、言い換えれば、現時点で未発生[・]の損害[・]こそ「定期金賠償に適[・]している[・]」ということが正しいとしても、そのことと、定期金賠償の対象となる損害は「現時点で未発生[・]の損害[・]でなければ

45) 本判決の担当調査官自身が、本判決は「定期金賠償と一時金賠償とは、同一の損害を対象とする異なる賠償の方法であるとの理解をするものと考えられる」と述べている。大寄・前掲注1)42頁。

なお、このように本判決を解した場合、本判決の言う定期金賠償は実質的には一時金賠償の分割払いではないか、として疑問を呈する評釈がある。

たとえば、羽成・前掲注1)9頁は「従来の定期金概念の枠を超えるものであり、新たな定期金概念の定立といえるのではないだろうか」とする。北河・前掲注1)281頁以下も、「後遺障害逸失利益の定期金賠償と分割払いとは内容が近いものになってこよう」とする。また三木・前掲注26)173頁以下は、「後遺障害逸失利益は、『継続説』を前提とする限り、その本質において回帰性」を有していないので、実体法上、一時金賠償の性質を有する。したがって、これについて定期的な給付を命じる判決が出されたとする、たとえその名目として「定期金賠償」の言葉が使われていたとしても、実体法上および訴訟法上の理論的な観点に照らせば、それは一時金賠償の分割払いを命ずる判決に外ならない。しかし、裁判所には、民訴法375条の場合を除いて、一時金賠償の分割払いを命ずる裁量権はない」と述べる。

本判決の立場からすれば、本判決の言う「定期金賠償」とは、既発生[・]の損害[・]一般について認められるものではなく、「口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害[・]」について認められる賠償方式ということとなり、その点で、一時金賠償(これは既発生[・]の損害[・]を対象とする)の分割払いとは異なる、と解することになるか。

ならない」とか、「既発生の損害は定期金賠償の対象にならない(適していない、ではない)」と考えることは、本来なら、直接は結びつかない。⁴⁶⁾定期金賠償に適しているか否かの問題と、定期金賠償の対象になることが許されないか否かの問題は、別次元だからである。⁴⁷⁾

ではなぜYらが、上記の別次元の問題を結びつけたかを考えると、定期金賠償判決を命じられる加害者側の負担を理由とした、あくまで一時金賠償が原則的な賠償方法でなければならないとの考え方が背景にあったためではないかと思われる。

他方で本判決は、定期金賠償について実体法に規定がないため、その内包を把握できない(あるのはただ、定期に支払うが一時金賠償の分割払いそのものではない、という民訴法117条に基づく定期金賠償概念の理解のみである)という点を出発点として、不法行為制度の目的・理念や民法、民訴法の規定から考察を行って、後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を肯定し、かつ、一時金賠償の対象にも定期金賠償の対象にもなると解した。ここでは、一時金賠償と定期金賠償とで損害の把握方法に質的な差異があるという見方は存在しない。両者は単なる支払方法の違いにすぎないと捉えているようにも見受けられる。そ

46) 前述のように、否定説の学説においても、窪田教授は適・不適のニュアンスを残しているのに対して、浦川教授や三木教授が当・不当の問題としていた。

なお、上告理由においては、「定期金賠償の対象となるのは、被害者の死亡によって打ち切られる性質の債権のみである」と断定的な主張がされていたが、本判決が判決文中において上告受理申立理由を紹介した箇所(民集74巻4号1207頁)の表現を見ると、最高裁は「所論は、後遺障害による逸失利益は不法行為時に一定の内容のものとして発生しており、また、定期金による賠償は、賠償をすべき期間が被害者の死亡により終了する性質の債権についてのみ認められるべきであるから、同逸失利益が定期金による賠償の対象となることは否定されるのに、これを肯定した…」と纏めており、「べき」を入れている。

47) Yらは、証拠として、否定説に立つ学者の意見書を提出したが、そこでは、後遺障害逸失利益の定期金賠償がなぜ許されないという理由付けは若干異なっており、たとえば、明文の根拠なしに一時金の分割払いと同様の判決を認めることはできないとの考え方もあれば(三木教授)、そもそも逸失利益の相続性を肯定すること自体への疑問に基づく考え方(窪田教授)もある。

して、Yらが、定期金賠償判決を命じられる加害者側の負担を理由に、あくまで一時金賠償が原則的な賠償方法でなければならないとの前提に立っていたと思われるのに対して、本判決は、定期金賠償判決を命じられる加害者側の負担は、「不法行為の損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるかどうか」において考慮すれば足りることであって、賠償方式の差異をもたらす性質の問題ではない、と考えているように見受けられるのである。

ウ 以上のように、定期金賠償の対象となる損害は何かという問題は、一時金賠償の原則性をどの程度強調するかの違いが背景にあり、それゆえに本判決が従来とは異なる概念として定期金賠償を捉えたのではないか。

第5 検討2——定期金賠償の要件

後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象になり得るとして、どのような要件のもとでその賠償が認められるか。

平成8年判決以降、損害賠償請求権者から後遺障害逸失利益についての定期金賠償の申立てがされた事案の公判裁判例は、本件以外には、東京地判平成18年3月2日・判時1960号53頁程度しかないようであるが、同判決は、⁴⁸⁾「本件においては、後遺障害逸失利益について、定期金賠償方式によるべき合理性及び必要性があるものとは認められないから、定期金による支払を認めることは相当とは言えない」と判示しており、「合理性・必要性」が要件となると解していた。また、本件の原審では、「合理性」「相当性」が要件となっていた。本判決では、「交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合」に、不法行為の損害賠償制度の「目的及び理念に照らして相当と認められるとき」に、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となる旨判示した(㊦)。こういった

48) 三木・前掲注26) 67頁、大寄・前掲注1) 42頁。

要件はどこから出てくるものか。

これらは、定期金賠償のメリット・デメリットを踏まえ、後遺障害逸失利益の定期金賠償判決をするための要件とした趣旨であると考えられる。

すなわち、定期金賠償のメリットとして、損害額算定の適正化、生活保障的機能、中間利息控除の回避などの点が、またデメリットとして、履行確保の問題（債務者の資力が悪化する可能性。履行確保の問題は一時金賠償の場合も起こるが、定期金賠償は長期間にわたるためリスクが大きいと考えられている）、紛争解決の一回性の欠如、請求が煩瑣であること、加害者側の管理費用の負担などが指摘⁴⁹⁾されている（なおこれらのメリット・デメリットは、定期金賠償を認めること自体で生じ得るものであるから、これ自体は、定期金賠償概念の捉え方がどうかや、定期金の対象となる損害は何かなどの点をどう解するかで異なるものではない）。被害者にとってメリットが認められる場合で、被害者・加害者のデメリットが許容範囲内であれば、定期金賠償を認めても差し支えないと考えられることから、こうした被害者側のメリットの有無や被害者・加害者のデメリットが許容範囲であるかを、必要性や相当性、合理性といった概念で言い換えたものではないかと思われる。

以下、本判決が挙げた、被害者が定期金賠償を求めていること（要件①）と、不法行為の損害賠償制度の「目的及び理念に照らして相当と認められること（要件②）の2つの意味について検討する。

1 要件① 被害者が定期金賠償を求めていること

定期金賠償は、基本的には被害者のための賠償方法であると言えるから、被害者の申立てがないのにあえてその方式を採用する必要もない。被害者にデメリットも生じる可能性があることを考えると、被害者が求めているのにこれを命じることは相当でもない。したがって、定期金賠償判決を命じる上

49) 中園・前掲注30) 7頁以下、君山・前掲注15)438頁以下、岩井俊「定期金賠償」篠田省二編『裁判実務体系第15巻』（青林書院、1991）304頁、白石・前掲注4)286頁以下など。

で、最低限、被害者の申立てがなければならぬと考えられる。要件①はこうした観点から設定されたものと思われる。

なお、民事訴訟法の分野では処分権主義との関係で定期金賠償判決をする⁵⁰⁾のに被害者の請求を要するかがこれまで議論となってきたことを踏まえると、被害者の申立てを実体法上の要件として要求することで、定期金賠償の申立てがないのに定期金賠償を命じることができるかという場面での処分権主義違反の問題は回避できる効果ももたらすように思われる。

2 要件② 定期金賠償の相当性

(1) 総論

要件②は、被害者にとっての定期金賠償の必要性・理由の有無や、加害者にとって定期金賠償が許容外の負担とならないかを検討するための要件と思われる。

しかし、必要性の程度や許容範囲の程度、つまり「目的・理念に照らして相当」とは幅のある概念である。したがって、一時金賠償の原則性をどの程度重視するかといった基本的な考え方の違いによってもその範囲は異なり得る。

本判決が、「相当」の幅を具体的にどの程度のものとして解しているかは俄かに明らかではないが、少なくとも、控訴審判決よりは「相当性」を緩やかなものと捉えているのではないかと考える。その理由は以下の通りである。

控訴審では、「合理性」「相当性」が要件となるとして、具体的事情として、「Xの年齢や後遺障害の性質や程度、介護状況などに照らすと、本件におけるXの後遺障害逸失利益については、将来の事情変更の可能性が比較的高いものと考えられること、被害者側である控訴人らにおいて定期金賠償によることを強く求めており、これは後遺障害や賃金水準の変化への対応可能性といった定期金賠償の特質を踏まえた正当な理由によるものであると理解することができること、将来介護費用についても長期にわたる定期金賠償が

50) 楠本安雄「定期金賠償と訴訟法」『人身損害賠償論』（日本評論社、1984）233頁、白石・前掲注4）283頁以下など。

認められており、本件において後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めても、Yらの損害賠償債務の支払管理等において特に過重な負担にはならないと考えられることなどの事情」が挙げられ、これを「総合考慮すれば、本件においては、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める合理性があり、これを認めるのが相当である」としている。つまり控訴審では、「合理性」「相当性」を最上位概念とし、その内容として「将来の事情変更の可能性が高いこと」、定期金賠償請求が「正当な理由」によること等を中位の概念として置いている。

他方、本判決は、前述のように「被害者の求めがあること」と「相当性」を要件としたのみで、あてはめ部分においても、「被上告人は本件後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めているところ、被上告人は、本件事故当時4歳の幼児で、高次脳機能障害という本件後遺障害のため労働能力を全部喪失したというのであり、同逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化するものであるといえる。これらの事情等を総合考慮すると、本件後遺障害による逸失利益を定期金による賠償の対象とすることは、上記損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当」といったように、被害者が請求していること、被害者が4歳の幼児であることや、高次脳機能障害によって労働能力を全部喪失したことが挙げられているのみである。

つまり控訴審と本判決では、被害者の年齢、後遺障害の性質・程度（特に全部喪失であること）などの事情を挙げている点は共通しているのに、控訴審がこれを「将来の事情変更の可能性が高い」ことの要素と位置付けたのに対し、本判決はそのような位置付けを与えていない。また、控訴審は被害者の請求に「正当な」理由があるかを問題にするのに対し、本判決はそのような限定はない。この点からすると、控訴審判決の前提には、“定期金賠償というのは将来の事情変更の可能性があるのでこそ認められる”“正当な請求の場合に認められる”という理解が窺われるのに対して、本判決には、そうした前提がないように思われるからである。

(2) 各論——定期金賠償の相当性

相当性を広く解するか狭く解するかはともかくとして、相当性の考慮要素としてどのような事情があるかを以下検討する。

第一に、加害者側に過度の負担となっていないか、継続的な支払能力があるか、といった加害者側の事情が重要である。前述のように、定期金賠償のデメリットとして、加害者側の管理費用の負担などが指摘されており、定期の支払が加害者側に過度の負担となつては、損害の公平な分担の理念に反するおそれがあるからである。また、定期金賠償は、将来の長期間にわたって一定金額の支払いを受け続けるものであるから、加害者側の支払能力いかに大きく左右されるため、支払の確実性が重要な要素となる。

この点、本件事案のように、保険会社が被告になっているケースであれば、管理費用の負担は相対的に小さいし、支払の確実性も相対的に高いので、相当性が認められやすいと思われる。本件では、あてはめ部分では明示されてはいないが、大手損害保険会社（Y3）が被告となっていることは、相当性を基礎づける事情として考慮されているものと思われる。ちなみに、本件では加害者本人Y1に加えて、運行供用者であるY2社も被告となって定期金賠償が命じられているところ、同社は、ニッポンハムグループの養鶏事業として設立された会社で、同社ホームページによれば資本金15億6000万円、売上高は2020年3月期が456億円、従業員数1930名という規模の会社である。判決では明示的には触れられていないが、この点も、裁判官が定期金賠償判決をする上では相当性を認める方向に働いたのではないと思われる。

第二に、相当程度の期間にわたることも相当性を基礎づけるとと思われる。

長期間にわたるという事実は、加害者側からみれば、管理費用の負担につながる面があるので、加害者側に過度の負担とならないかという上記の点で考慮されることになるが、同時に、この事実は被害者側から見れば、中間利息が控除された場合の一時金の額と定期金の額の差が大きくなり、定期金賠償を認める必要性が高まることを意味するので、相当性にとってプラスの事情にもなる。本判決でも、「被上告人は、本件事故当時4歳の幼児で、高次

脳機能障害という本件後遺障害のため労働能力を全部喪失したというのであり、同逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化する」と指摘されている。

具体的には、たとえば、労働能力喪失期間が5年の場合は、ライプニッツ係数は4.3295（法定利率5%の場合）、もしくは4.580（法定利率3%の場合）であるから、中間利息控除の幅はさほど大きくなく、総額はほぼ同じとなつて、定期金賠償の必要性は低い。このような場合に定期金賠償を認める場合は、定期金支払の必要性と加害者側の管理負担とを衡量した場合に、後者が優先して相当性を欠くと判断される場合もあるように思われる。

これに対し、本件のように労働能力喪失期間が長いために定期金と一時金で総額に大きな差が生じるような場合、定期金賠償の必要性は高いといえる。本件では、労働能力喪失期間が49年、ライプニッツ係数が12.2973（法定利率5%）で、定期金と一時金ではほぼ4倍の差が生じる。なお、これが成人の場合であれば、労働能力喪失期間が49年のときは、ライプニッツ係数は18.1687（法定利率5%）、もしくは25.502（法定利率3%）となつて、総額の差は若干狭まるが、それでも2倍近い差はある。

相当性が認められるか否かの明確な線引きは困難であるが、成人の場合、両者の開きが2倍を超え始めるのが労働能力喪失期間30年の場合（法定利率5%のライプニッツ係数は15.3725、3%であれば19.600）であるから、少なくともこの程度の期間が存在する場合には、定期金賠償の必要性は高いと判断できると思われる。

第三に、被害者が未就学児童であることが挙げられる。すなわち、たとえば同じ「労働能力喪失期間49年」でも、本件のような「未就学児童の労働能力喪失期間49年」と、「18歳以上の者の労働能力喪失期間49年」とでは、一時金賠償の場合には未就学児の方が算定上不利益を被るので、定期金賠償の必要性が高まるからである。同じ労働能力喪失期間が49年の場合でも、18歳ならライプニッツ係数は18.1687であるのに、Xのような未就学児だと12.2973で（いずれも法定利率5%の場合）、未就学児の場合は損害額が小さくなる。

このように、一時金賠償の場合は、未就労者についてより多くの減額がされることから、定期金賠償により後遺障害逸失利益の賠償が受けられる利点が大きい。本件で、被害者が4歳であるという事実が控訴審・本判決とも、定期金賠償を積極的に解する要素として挙げられているのは、期間が長期にわたるといふ側面と、未就学時であって一時金との乖離が大きくなるという両方の面で考慮されたためであると考えられる。

第四に、後遺障害の程度の重さや性質が挙げられる。後遺障害の程度が大きいほど、逸失利益の金額に大きくかかわるため、定期金の必要性が高まる関係にあるためである。労働能力喪失率が8割かそれ以上となるような場合、たとえば後遺障害等級が5級以上の場合などは、定期金の必要性が高い事案であると思われる。なお、本件は労働能力喪失率が100%の事案であったため、定期金賠償の相当性が最も高い事案であったといえる。

なお、本判決の立場によれば、後遺障害の程度が軽減した場合は当初の判決が変更される可能性があるから、もともと後遺障害の程度が低い被害者の場合は、定期金ではなく一時金で賠償を得たいと考えると思われる。したがって、現実的に定期金賠償が問題となる事案は、後遺障害の程度がある程度重い類型になるのではないかと考える。

第五に、定期金賠償を求める目的が不相当なものでないことが挙げられる。前述のとおり、控訴審は被害者の請求に「正当な」理由があるかを問題にしていたため、目的の正当性を積極要件と解している可能性がある。これに対して、本判決はそのような限定はないが、目的が明らかに不相当な場合にまで許容する趣旨ではないであろうから、目的の相当性は消極要件となるものと思われる。

以上のとおり、相当性が認められるかは、加害者側の事情、期間の長短、被害者の年齢、後遺障害の程度や性質を総合的に考慮して検討することになると思われる。本件は、保険会社が被告となった事案で、相当程度の期間にわたり、未就学児童が重度の後遺障害を負ったという事案であり、定期金賠償を認める必要性が高く、かつそれに支障が少なかったため、不法行為制度

の目的・理念に照らして定期金賠償の相当性の高い事案であった、ということが出来る。したがって、前述のように相当性は幅のある概念であるものの、相当性を厳格に解する立場であっても、本件と同様の事実関係が認められる事案であれば相当性は肯定されることになるものと思われる。

また報告者としては、本件のような程度にまで至らなくとも、後遺障害等級が5級以上程度（労働能力喪失率が8割以上と認定されたような場合）で、被害者が年少のため労働能力喪失期間が30年程度に達すると認められれば、定期金賠償の場合と一時金賠償の場合との差額が相当程度大きくなるため、保険会社が被告となっている限り、本判決の射程が及び、相当性が肯定されて定期金賠償が認められることになるのではないかと考える。

なお、小池裁判官の補足意見では、定期金賠償に伴う債権管理等の負担や、中間利息控除に関する利害は、相当性の考慮要素として重視することは相当でなく、「定期金賠償による賠償制度の趣旨」や民訴法117条の「訴え提起の要件との関連性」を考慮すべきとしている。定期金賠償による賠償制度の趣旨とは、実態に即した賠償の実現ということであろうし、117条の要件とはすなわち後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情の著しい変更のことである。そうすると、この立場からすると、将来の変動が起り得る後遺障害かどうか専ら問われることとなり、期間の長短や後遺障害の軽重は定期金賠償の可否と直接関係しないこととなり、相当性が肯定される事案がより広くなることとなると思われる。

では、相当性を欠くのはどのような場合か。後遺障害の程度が重くないために労働能力喪失期間が短いと判断された場合や、就労可能期間終期までが短い高齢者などの場合は、一時金と定期金とで差が小さく、定期金賠償を認める必要性が小さい反面で、加害者には管理費用の負担が生じてしまうから、基本的には相当性を欠くことになるものと思われる。

また、定期金賠償の必要性が認められる場合であっても、加害者本人のみが被告になっていて、保険会社やある程度の企業規模を有する会社などが被告になっていない場合は、相当性は認められにくいのではないかと考えら

る。

なお、定期金賠償を求める目的に関連して、加害者に対して事故の責任を忘れさせたくないということから定期金を選択する場合があるが⁵¹⁾、このような場合に相当性を欠くことになると解するかどうかは、評価が分かれると思われる。

第6 終わりに

本判決は、後遺障害逸失利益の損害について定期金賠償の対象にもなると判断した。被害者に選択の幅を広げるとともに、定期金賠償による実損に応じた賠償方法を認めた点で、賛成できる。

賠償総額の点からすると定期金賠償の方が被害者にとって有利なようにも思えるが、定期金を支払う加害者側（主として保険会社）が破綻するリスクは潜在的に残っていることや、後遺障害が改善したとして民訴法117条の規定により減額を求められる可能性もあることを踏まえると、単純に定期金の方がよいとも言えない。本判決により、今後被害者は、一時金賠償と定期金賠償の利害得失を見極めて請求方法を判断することが必要となるが、その判断⁵²⁾に影響を与えるいくつかの事情で未解決となっている問題もいくつかあり、

51) 死亡逸失利益に関する事案であるが、東京地判平成15年7月24日・判時1838号40頁は、このような目的で定期金賠償請求がなされた事案である。この事件では「損害賠償義務者の支払を著しく煩瑣にするなど権利の濫用と評価されるような場合を除いて」請求権者の選択にゆだねられるべきものである、とされている。もっともこの事件でも、被告に保険会社が含まれている（本件と同じく日本興亜損保。なお日本興亜損保は平成26年に損害保険ジャパンと合併して損害保険ジャパン日本興亜株式会社となった）。

52) たとえば本件では、将来の介護費用については一部を一時金方式で、残部を定期金方式でそれぞれ請求されているが、そのような組み合わせ方式は後遺障害逸失利益の場合にも認められるのか。

また、訴額はどう算定されるか。中間利息が控除されない総額をベースに算定されることになると、印紙代も高額となる（本件のような場合、一時金賠償の訴額を6千万円とした場合は印紙代は20万円、定期金賠償の場合で訴額を2億5000万円とす

その判断は極めて難しい。

また本判決は、被害者の死亡によって影響を受けないとの判断を示した。後遺障害逸失利益は定期金賠償の対象になると考えたとしても、被害者の死亡によって影響を受けるとの結論を採ることは理論的にはあり得ない考え方ではなかったように思う。しかし本判決は、定期金賠償判決を受けた被害者が想定年齢よりも早く死亡した場合に一時金賠償の場合と比較して被害者に不測の損害を与えてしまうことや、一時金賠償における平成8年判決の考え方との一貫性の維持を重視して、被害者の死亡時は定期金の終期とならない（継続説）との判断を示し、「落ち着いた悪い解決」になるおそれがあるという点への問題提起には直接の回答はしなかった。死亡時の処理は評価が分かれるところであると思われるが、結論の妥当性という観点からは、本判決の考え方を採ることはやむを得なかったものとする。今後は、補足意見が示した法律構成を含め被害者死亡後の処理をどうすべきか、相当性が認められるのはどのような場合かが課題となると思われる。

以上

ると77万円である)。請求方法を検討する上では訴額の算定方法は無視できない。将来の介護費用の定期金請求に関しては、「訴え提起までに履行期の到来した部分と訴え提起後3年間分の給付請求権の合計額を訴額とすべき」との見解（松本博之『訴訟における裁判所手数料の算定』（日本加除出版、2017）199頁）がある。後遺障害逸失利益についても検討が求められる。